令和４年度行政評価に係る外部評価の実施について

1.実施根拠

　旭市行政評価実施要綱第５条の規定に基づき、行政改革推進委員会に対し、行政評価の結果について第三者的視点による意見を求めます。

2.目的

外部評価を実施することで、今後の事業の在り方に関する市民目線の意見等を取り入れ、事業の成果の向上に結びつけることを目的とします。

3.対象事業

　令和３年度行政評価において成果が低下している事業から、新型コロナウイルス感染拡大の影響で集客が落ち込んだことが成果の低下要因と考えられる事業を除いたもののうち、委員が選定した３事業を対象に実施します。

①新規就農総合支援事業
②あさひ健康応援ポイント事業
③住宅・建築物耐震化促進事業